

§ 3 学校生活上の心得や約束及び規則

1. 学校生活の約束（みんなが楽しい学校生活を送るために）

本校は、週に1度の、日本語で、日本の教科書を使って学習する場である。以下のことに気をつけて楽しく有意義な学校生活を送るように心がける。特に、園児・児童には、保護者が分かりやすく説明し、約束が守れるようにする。

- (1) 友達や先生、保護者に気持ちのよい挨拶をする。
- (2) 学習時間と休み時間のけじめをつけるために、始めと終わりの挨拶をする。
- (3) 学習に必要な物は持ってこない。
- (4) 人に迷惑になる言動や人を傷つける言動はしない。
- (5) 借用校の掲示物や物品に触れたり、壊したりしない。
- (6) 机や椅子等移動した場合は、必ず元の位置に戻す。
- (7) 校舎内で、走ったり、騒いだり、ボール遊びをしたりしない。
- (8) 決められた場所以外では遊ばない。特に林の中には入らない。遊ぶ時は先生や安全パトロールの方の指示に従う。
- (9) 飲食は、指定された時間・場所で行う。あめやガム等廊下や教室での飲食はしない。
- (10) 体の調子の悪い時は、先生と相談して保健室で休む。
- (11) 教室を出る時は、忘れ物がないかよく確かめる。

2. 罰則規定

- (1) 本校の児童・生徒としてふさわしくない行動をした者、及び学校生活の約束に反した者に対し、担任（主任、校長）は、注意並びに指導を行い、反省を促す。その際、必要に応じて保護者に連絡する。
（指導手順）担任・主任→児童生徒、校長→児童生徒、校長→保護者
- (2) 学校の注意、指導にもかかわらず反省が見られない場合、校長は本校の健全なる運営を保持するため懲戒処分をすることができる。
- (3) 懲戒処分は、訓告、謹慎、停学、及び除籍とする。
処分の場合は、その理由を保護者に文書で伝える。
また、学校は関係諸機関に上記処分を報告することができる。
- (4) 除籍処分は下記各項目の一つに該当し、指導しても改善の見込みがない者に対して行うものとする。
 - ①学校の目的や教育機能を遂行するために必要な規則（学校生活の約束）に反する行為を繰り返す者。
 - ②他の児童生徒あるいは教職員に対して暴力行為をする者。
 - ③学習意欲に欠け、授業の妨害を繰り返す者。
 - ④借用校の建物、器物破損等借用を妨げるような行為をする者。
 - ⑤校内に危険物（ライター、刃物、銃等）を持ち込む者。
 - ⑥常習的な無断欠席を繰り返す者。
 - ⑦その他上記に準ずる事項や刑事法に触れる行為をした者。

学校はこれらの行動を行ったと思われる児童・生徒に、その所有物を取り調べる権利を有する。上記の行動は学校内のみでなく、学校外関係行事にも適用するものとする。

停学処分決定の後、速やかに校長は児童・生徒の不当な行動と停学理由を保護者に文書で伝える。児童・生徒が復学するまでに、以後の学校生活について保護者との面談を行う。

除籍処分決定の後、文書で保護者に通知を行うと同時に面談を行い、児童・生徒の不当な行動と除籍理由をその保護者に伝える。

また、学校は関係諸機関に上記処分を報告することができる。

3. 高等部進学・進級規定

(1) 本校の中学部より高等部に進学する者は、学校が進学を適当と認めた者で、かつ以下のものの提出を必要とする。

① 作文の提出 題「私の将来の目標と日本語学校（補習校）」（800字～1200字）

② 本人誓約書 ③ 保護者誓約書

(2) 高等部に在籍し、進級を希望する者は、学校が進学を適当と認めた者で、かつ、以下のものの提出を必要とする。

① 作文の提出 題「今年度の反省と次年度への目標」（800字～1200字）

(備考) 上記1、2において学校が進学・進級を適当と認めない者の進学・進級は学校と本人、保護者の三者面接を行い審査する。

(3) 本校高等部に編入学を希望する者は、以下のものを必要とする。

① 作文の提出 題「10年後の私」等（800字～1200字）

② 校長、本人、保護者との三者面接。 ③ 本人誓約書 ④ 保護者誓約書

(備考) 本校在籍者は、特別な理由もなく無断で、長期間（5日以上）連続して欠席した場合は除籍処分とする。復学を希望する際には、編入学の手続きを必要とする。

(4) 誓約書について(新1年と編入学者)

本校高等部への進学を希望する本人及びその保護者は、以下の内容の誓約書を提出する必要がある。

【本人誓約書】

私（ ）は、インディアナ日本語学校の約束、きまりを遵守し、学業に専念いたします。

上記に違反したと学校が認めた場合は、訓告・謹慎・停学・除籍処分を含め、学校の定める処分を受け入れます。

年 月 日（本人署名）

【保護者誓約書】

私（ ）は、（本人 ）の保護者として責任を持ってインディアナ日本語学校の約束、きまりを遵守させ、学業に専念させるようにいたします。

上記に違反したと学校が認めた場合は、訓告・謹慎・停学・除籍処分を含め、学校の定める処分を受け入れ、教職員、保育室、運営委員他、学校経営・運営に関するものを含め、学校への責任は一切問いません。

年 月 日（保護者署名）